

第13号議案

地方独立行政法人神戸市民病院機構定款の一部の変更の件
地方独立行政法人神戸市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

地方独立行政法人神戸市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

第12条第2項中「及び監事」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

第22条第1項中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改める。

別表第1号の表神戸市長田区細田町6丁目1番2の項中

「

830.70 (持分830.70 分の358.20)

」を「

830.70 (持分830.70 分の358.20) (平成30年3月売却)

」に、別表第1

号の表神戸市長田区細田町6丁目1番30の項中

「

496.16 (持分496.16 分の213.95)

」を「

496.16 (持分496.16 分の213.95) (平成30年3月売却)

」に改める。

別表第2号の表医師公舎看護師宿舎の項中

「

1,759.88

」を「

1,759.88 (平成30年3 月売却)

」に改める。

附 則

変更後の地方独立行政法人神戸市民病院機構定款は、総務大臣の認可があった日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

地方独立行政法人神戸市民病院機構定款 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(役員任期)

第12条 略

2 理事及び監事の任期は、2年とする。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。

3 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4

4 役員は、再任されることができる。

5

(資本金等)

第22条 法人の資本金の額は、法第67条第1項の規定により神戸市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、神戸市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として神戸市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

第66条の2第

1項

2 略

別表 (第22条関係)

(1) 土地

地番	地目	地積 (平方メートル)
略	略	略
神戸市長田区細田町6丁目1番2	宅地	830.70 (持分830.70分の358.20)

		830.70 (持分830.70分の358.20) (平成30年3月売却)

神戸市長田 区細田町6 丁目1番30	宅地	<u>496.16</u> <u>(持分496.16</u> <u>分の213.95)</u>
略	略	略

		<u>496.16</u> <u>(持分496.16</u> <u>分の213.95)</u> <u>(平成30年3月</u> <u>売却)</u>

(2) 建物

名称	所在地	構造	延べ床面積 (平方メートル)
略	略	略	略
医師 公舎 看護 師宿 舎	神戸市 長田区 細田町 6丁目 1番地 2, 1 番地30	鉄筋コ ンクリ ート造 陸屋根 6階建 て	<u>1,759.88</u>
略	略	略	略

			<u>1,759.88</u> <u>(平成30年3月</u> <u>売却)</u>

(参考 2)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(定款)

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 役員の数、任期その他役員に関する事項

(7), (8) 略

(9) 資本金、出資及び資産に関する事項

(10), (11) 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3, 4 略